

2013年6月17日

豊島区長 高野之夫殿
豊島区福祉事務所所長殿

脱法ハウス立ち退き問題に関する緊急要請書

首都圏追い出し屋対策会議
ホームレス総合相談ネットワーク
首都圏生活保護支援法律家ネットワーク
生活保護問題対策全国会議
住まいの貧困に取り組むネットワーク
国民の住まいを守る全国連絡会
NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい
代表連絡先：東京都新宿区新小川町 8-20 こもれび荘
電話：090-6159-8787(もやい・稲葉あて)

豊島区区内で株式会社マンボアの運営する「シェアハウス」(いわゆる「脱法ハウス」)の入居者が6月30日までに退去を求められています。入居者の中には生活保護利用者も含まれていると見られます。この問題に対して、緊急に以下の対応をおこなうよう要請します。

1. 豊島区福祉事務所など区の機関が株式会社マンボアとの間で入居者を紹介・あっせんするなどの接触があったのかどうかを調査確認すること。
2. 区として株式会社マンボアに対して入居者への立ち退き行為をやめるよう通告すること。
3. 生活保護を利用している入居者に対しては、本人の希望に応じて、すみやかに転宅一時金を支給し、適切な居住環境のアパートへの転宅を進めること。その際、他区・市への移管の希望がある場合は居住地域の制限を行わず、すみやかに移管を進めること。また、仮に本人がアパートへの転宅を希望しない場合も、住宅扶助費の特別基準を用いて、適切な居住環境の居所に移転できるように支援すること。
4. 生活保護を利用していないが、生活保護の要件を満たす入居者に対しては、すみやかに生活保護の申請援助を行い、希望に応じてアパートへの転宅につなげること。
5. 生活保護の要件を満たさない入居者に対しても、東京都、豊島区居住支援協議会などと連携しながら、適切な居住環境のアパート等に移転できるよう支援を行うこと。

以上